

送水管基本設計業務委託

特記仕様書

第1章 総則

1.適用範囲

本特記仕様書は、佐賀東部水道企業団用水供給事業の「中原～基山送水管基本設計業務委託」に適用する。

2.業務目的

本業務は、佐賀東部水道企業団における北茂安浄水場系統から基山町に至る送水管整備の実施に向け、基山町への安定的な用水供給体制を構築することを目的とする。

また、北茂安浄水場に係る水利使用許可申請（変更）等に関する資料作成その他の技術的支援を行うとともに、施設及び管路の実施設計に向けた基本設計を行うものである。

3.履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和9年3月15日までとする。

4.会社要件

受託者は、佐賀県内又は福岡県内に契約権限のある事務所を有すること。

5.配置技術者

1) 管理技術者

管理技術者は、技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）または技術士（総合

技術監理部門（上水道及び工業用水道）の資格を有する者とし、業務全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

2) 照査技術者

照査技術者は、技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）または RCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者とし、照査計画に基づき業務の区切りごとに照査を行わなければならない。

3) 担当技術者

担当技術者は、技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）または RCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者とする。

注) 上記 1) 2) 3) は、九州地区内の事業所に常勤しているものでなければならない。また、管理技術者、照査技術者、担当技術者は兼務することはできない。

6. 審査

受託者は、業務完了の際には当企業団の審査を受け、不適切、不十分な箇所を指摘された場合は、直ちに適切な措置を講じ修正に応じなければならない。

審査の後に本仕様書に示す成果品一式を納入し、当企業団検査員による検査の合格をもって成果品の引渡しとする。

第 2 章 業務一般

1. 業務概要

本業務は、水利使用許可申請書(変更)作成に必要な資料収集整理および協議支援、ならびに新設ルートの比較検討から基本設計条件の整理、各種図面作成と事業費の算出までとする。これに伴う関係機関協議資料、基本設計図書、および報告書の作成までを業務範囲に含む。なお、詳細な構造計算、詳細図面の作成、および確定的な積算等の「詳細設計」は本業務に含めない。

2. 適用基準

受注者は、本業務の遂行にあたり、最新の「水道施設設計指針」および関係法令、国及び地方自治体等が定める基準を適用するものとする。適用基準に相違がある場合は、発注者と協議して決定するものとする。

3.貸与資料

本業務を遂行するために必要な現況の把握（地形、地盤、既設施設、地下埋設物等）については、発注者が保有する既存資料がある場合はこれを活用し、資料がない場合や不足している箇所については、受注者が基本設計に必要かつ合理的な範囲において、現地調査等により確認を行うものとする。

4.既存資料の収集整理

受注者は、水利権およびルート選定に関連する既存資料（河川台帳、既設図面、地質調査資料、都市計画図等）を収集・整理するものとする。特に、現状の権利関係と物理的な制約条件を明確にし、後続の検討に活用すること。

5.現地条件の把握

受注者は、ルート案の策定および分岐箇所の検討に必要十分な現地踏査を行うものとする。具体的には、地形、地盤の概況、既設構造物の配置、道路幅員、河川横断箇所の状況、地下埋設物その他設計上重要となる現地条件を確認し、設計上の制約事項を抽出すること。

第3章 水利使用許可申請書(変更)作成

1.取水量および水源内訳

基山浄水場の廃止に伴う同浄水場分の取水量については、北茂安浄水場への集約を基本として整理するものとする。

現在の取水量の内訳は、次のとおりである。

【北茂安浄水場】（合計：1.089 m³/秒／94,000 m³/日）

江川ダム・寺内ダム分：1.007 m³/秒（87,000 m³/日）

筑後大堰分：0.082 m³/秒（7,000 m³/日）

【基山浄水場】（合計：0.093 m³/秒／8,000 m³/日）

江川ダム・寺内ダム分：0.058 m³/秒（5,000 m³/日）

筑後大堰分：0.035 m³/秒（3,000 m³/日）

2. 水利使用許可申請書(変更)に係る現況整理及び技術検討

受注者は、水利権申請に向けた基礎的な資料整理及び技術検討を行うものとする。

- (1) 既存水利権の保有状況、取水量、水源内訳及び施設体系の現状を整理し、それらの整合性を確認すること。
- (2) 計画送水量及び将来需要に対する必要水量の算定根拠について、技術的妥当性を検討すること。
- (3) 基山浄水場の廃止に伴う北茂安浄水場への取水量集約を基本として、必要に応じて水源転換、取水位置の変更その他河川法上必要な手続について整理及び技術的検討を行うこと。
- (4) 分岐地点及び分岐方法について、現在の状況及び将来計画を踏まえた技術的検討を行うこと。

3. 水利使用許可申請書(変更)に係る資料の作成

受注者は、発注者が水利権申請を行うに当たり、申請手続に必要な資料を作成するものとする。

- (1) 佐賀東部水道企業団全域の水需要予測及び本企业団の協定水量を踏まえ、必要取水量を整理した上で、水利許可申請書類の原案を作成すること。
- (1) 申請根拠となる水需要予測及びその算定根拠として計算書、図面、取水量実績データ等の収集し整理すること。
- (2) 河川法その他関係法令に基づく申請手続に必要な資料について、発注者と協議の上、作成すること。

4. 関係機関協議支援

受注者は、発注者が河川管理者等の関係機関と協議を行う際、次の支援を行うものとする。

- (1) 協議目的に沿った説明資料（プレゼンテーション資料等）の作成。
- (2) 発注者の要請に基づいた協議への同行および技術的な説明。
- (3) 協議の議事録の作成及び基本設計への反映。

第4章 送水管基本設計

1.送水管のルート比較と選定

受注者は、以下の手順により送水ルート案を検討し、発注者と協議のうえ選定するものとする。

- (1) 基本計画を基にして、地形、占用条件、施工性を考慮した複数のルート案を検討すること
- (2) 経済性、施工性、維持管理性、環境影響等の評価項目を設定し、定量・定性的な比較検討表を作成すること。
- (3) 比較検討結果に基づき、事業計画としての実現可能性を確認した上で、最適と考えられるルート案を提案し、発注者と協議の上選定すること。

2.基本事項の検討

受注者は、選定されたルート案に基づき、以下の基本設計条件を整理し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 水需要予測に基づく計画水量及び必要水圧条件を踏まえ、施設配置、施設能力並びに管種及び口径を選定すること。
- (2) 施工方法について、施工条件、経済性、維持管理性等を踏まえ、開削工法、推進工法その他必要な工法を比較検討の上、適切に選定すること。
- (3) 河川、道路横断その他施工上重要となる横断箇所については、交通への影響、周辺環境への影響等を考慮し、必要に応じて管理者と協議の上、横断方法を決定すること。

3.基本設計の内容

受注者は、地形図、地質資料、現地踏査結果、既存資料及び設計条件等に基づき、設計対象施設の方式、基本的な配置、構造、施工方法、水理計算、概算工事費等について検討を行い、平面図、縦断図その他必要な関連図面並びに基本設計に必要な資料を作成するものとする。

また、概算工事費の算定に当たっては、現地の地形・地質条件及び関係機関との協議結果を適切に反映するものとする。

第5章 関係機関協議及び報告

1.関係機関協議資料作成

受注者は、送水管のルート確定、及び、基本設計内容について道路管理者、河川管理者、その他必要な管理者との協議に必要な資料（概略図面、占用申請用資料等）を作成するものとする。

2.打合せ協議

受注者は、本業務の進捗状況および検討内容について、定期的に発注者へ報告し、打合せを行うものとする。打合せの結果は議事録としてまとめ、発注者の確認を受けるものとする。

3.照査

受注者は、成果品の提出に先立ち、受注者の責任において照査を行い、その結果を反映させた上で発注者の検査を受けるものとする。発注者の指示による修正が必要な場合は、速やかに対応すること。

4.報告書の作成

受注者は、本業務の検討プロセス、比較検討の根拠、決定した基本設計条件を体系的にまとめ、報告書として作成するものとする。

第6章 一般事項

1.成果品

受注者は、本業務の成果品を以下の通り提出するものとする。

- (1) 提出部数：正本：1部、副本：2部（ドッチファイル）。
- (2) 電子データ：電子媒体又は発注者が指定する方法により、PDF形式および編集可能形式（Word, Excel, CAD等）で提出すること。

2. 疑義

本仕様書に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。